

松阪市大石地区防災計画(風水害編)

概要版

■計画作成の背景は・・・

大石地区では、平成29年度土砂災害防止法にもとづく基礎調査が実施され、大石町・小片野町・六呂木町の急傾斜地を中心に、土砂災害警戒・特別警戒区域の指定がなされました。また、近年の気候変動により大雨・台風が多発がみられるなど、水害・土砂災害から大切な家族と地域を守るための防災・減災の行動について、「大石地区防災計画（風水害編）」として取りまとめました。

■活動目標は・・・

雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう！

▼防災意識の向上と防災・減災力の強化

- ・家庭で災害時対応（防災情報入手、家族の役割、安全な場所、集合・避難場所、避難経路の確認）について話し合う。
- ・訓練で「チェックリスト」を配布し、家庭で「災害時非常持ち出し袋」や「非常食（備蓄品）」の備えを行う。

▼風水害（土砂災害等）の発生にそなえ防災・減災点検活動の実施

- ・防災組織（自治会・組長等）で避難経路の安全確認を行う。
- ・ハザードマップ等で土砂災害・浸水等の災害危険箇所の確認を行う。
- ・風水害に備え、誰もが「土のうづくり・積み込み」ができるよう、訓練を行う。

▼身近な居住地域での日頃の声かけ、助け合いの実施

- ・「風水害タイムライン」を作成、個人・家庭・地域の防災組織（自主防災隊・消防団など）の行動計画を定める。
- ・自主防災隊は避難情報に基づき、災害時要支援（防災カルテ等）対象者の安否確認を行う。
- ・自治会・まちづくり協議会では「緊急連絡網」に基づき、災害情報や安否確認を集約・把握する。

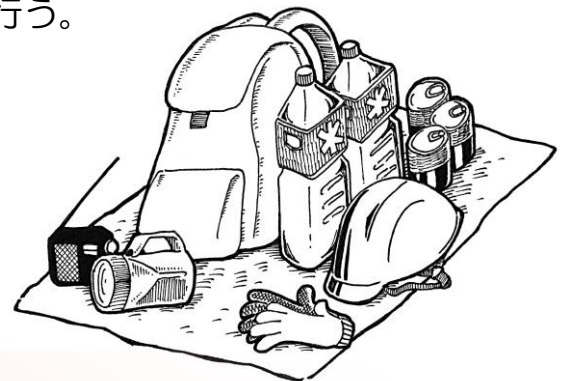
■普段の災害への備えは・・・

▼個人・家族ですることは・・・

- ・防災気象情報の入手、雨の降り方、川の増水、危険斜面の状況を知る。
- ・土砂災害ハザードマップの警戒・特別警戒区域を知る。
- ・屋内安全箇所、近隣の安全箇所、指定緊急避難所を知る。
- ・住宅耐震化・家具転倒防止、非常持ち出し品の常備、家族で情報の共有や近所づきあいを行う。

▼地域ですることは・・・

- ・防災避難訓練・防災研修を実施し防災・減災意識を高める。
- ・定期的にタウンウォッチングを実施し、危険箇所を確認する。
- ・災害時要支援者の把握と安否確認、支援の取り決めを作る。
- ・災害発生時の情報共有と、「助け合い」による「自主防災組織」を育成する。



■災害が発生したときの行動は・・・

風水害タイムライン(この紙の裏面)にもとづき行動する！

▼災害発生直後の行動は・・・

- ・自分自身と家族の命を守る！

▼災害発生後に個人・家族ですることは・・・

- ・家族・近所の安否確認、自宅の安全な場所・地域待避所・指定避難所への避難。

▼災害発生後に地域ですることは・・・

- ・住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援。
- ・避難行動要支援者への支援、避難所の運営・快適性の確保。
- ・避難先での情報発信、住民への災害時広報、行政との折衝。

■災害避難時の経路と避難先は・・・

▼大石町自治会の避難（経路および待避所・避難所）

- ・自宅等 ⇒ 集合場所・一時待避所（集会所） ⇒ 指定避難所（南小学校）

▼小片野町自治会の避難（経路および避難所）

- ・自宅等 ⇒ 指定避難所（南小学校）

▼六呂木自治会の避難（経路および一時待避所・避難所）

- ・自宅等 ⇒ 一時待避所（集会所） ⇒ 指定避難所（南小学校）

